

国保だより

問い合わせ

保険課 国保年金係

☎72-2101(内線323・325)



8月1日からはマイナ保険証または資格確認書で受診してください

古い保険証または資格確認書は7月31日で有効期限が切れます。

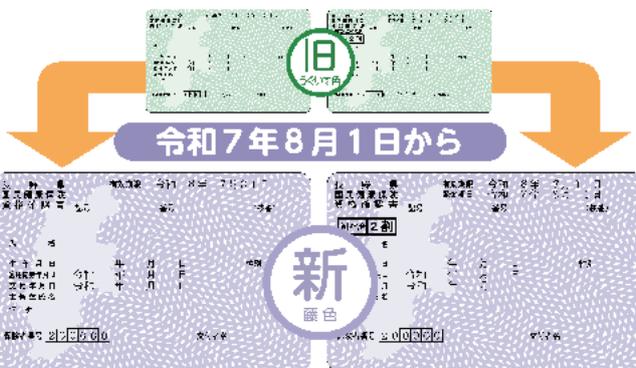
各世帯に、新しい資格確認書または資格情報のお知らせ(一部既にお持ちの方はお送りしておりません)を7月にお送りしました。古い保険証等は処分し、マイナ保険証または新しい資格確認書で受診してください。

【有効期限】令和7年8月1日～令和8年7月31日(70歳未満のマイナ保険証をお持ちの方は除く)

70歳未満の方

70歳以上の方

令和7年7月31日まで



「うぐいす色」から「藤色」に変わります!

【被保険者証または資格確認書】

【資格確認書】

70歳になると負担割合の記載がされた資格情報のお知らせまたは資格確認書が交付されます

70歳になると、所得などに応じて自己負担割合が変わるため、自己負担割合が記載された「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が交付されます。

75歳になると「後期高齢者医療制度」で医療を受けます

75歳になると、後期高齢者医療制度の資格確認書が交付されます。

75歳になる年度は、国保の有効期限が75歳の誕生日の前日までになります。

入院や外来で高額な診療を受ける皆さんへ

資格確認書をお持ちの方

『限度額適用認定証』、『限度額適用・標準負担額減額認定証』(以下「認定証」)を資格確認書と一緒に提示すると、入院でも外来でも個人単位で一医療機関の窓口負担(保険適用分)が1か月あたりの自己負担限度額までとなります。

限度額は、年齢や所得区分により異なります。あらかじめ保険課で認定証の交付申請をお願いします。

認定証の発行期日は、申請月の1日からです。

毎年8月に適用区分の見直しがあるため、認定証の有効期限は、毎年7月31日となっています。引き続き必要な場合は、再度申請手続きをしていただく必要があります(自動更新ではありません)。

(注) 国保税を滞納していると、認定証の交付を受けられない場合があります。

マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証を利用することで、入院でも外来でも個人単位で一医療機関の窓口負担(保険適用分)が1か月あたりの自己負担限度額までとなります。原則認定証の交付は行っておりませんが、以下に該当する方は申請をお願いします。

- ・システムが導入されていない医療機関等にかかる場合
- ・過去12か月に90日を超える長期の入院をされていて、食事代が減額の対象になる場合

(注) 国保税を滞納していると、限度額の適用を受けられない場合があります。

住民税非課税世帯の方の入院時の食事代の減額について

住民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口で「マイナ保険証」を利用、または事前に申請し交付された「認定証」を提示することで、入院中の食事代が減額されます。過去12か月の入院日数の合計が90日を超える場合は、申請をすることで食事代がさらに減額されます。申請をした月の翌月から対象となりますのでお早めにご申請ください。

マイナンバーカードを健康保険証として
使うために利用登録をしておきましょう！

ご自身の登録状況がわからないときは？

医療機関等の受付窓口に設置されている顔
認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを
置くと、利用登録が済んでいない方には、その
場で利用登録の案内がされます。



受付に使用する顔認証付きカードリーダーの操作方法など、
何かわからないことがあれば、受付の職員にお気軽にお声かけください。

他の方法で確認したいときは？



- 1 スマートフォン
マイナンバーカード
を用意します
- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログイン
します。
- 3 「健康保険証」を押します
- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるので
ご自身の登録状況をご確認ください

マイナンバー
マイナンバー総合
フリーダイヤル **0120-95-0178**
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカード
の保険証利用につい
てもっと知りたい方
はこちら



国民健康保険に

ご加入されている方のお手元の健康保険証の **有効期限** は

2025年7月31日に満了となります。

健康保険証の有効期限が切れたあとは、

マイナ保険証か**資格確認書**

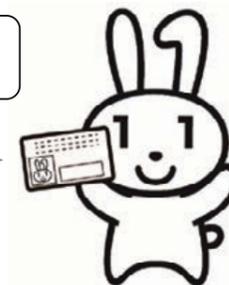
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？

ぜひ、そのままお使いください！



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資
格確認書が交付されます。
また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証
での受付が困難な方は、加入している医療保険者に申
請すれば資格確認書を取得できます。親族等の法定代
理人や介助者等による代理申請も可能です。



まずはマイナンバーカードを持っているか
ご確認ください！



《《 次のページへ 《 《 マイナ保険証の準備はできていますか？
いまのうちに確認しましょう！